

法令適用事前確認手続回答通知書

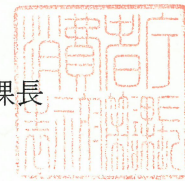
消表対第 1306 号

平成 28 年 9 月 9 日

株式会社国際カジノ研究所

木曾 崇 殿

消費者庁表示対策課長



平成 28 年 8 月 29 日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。

なお、本回答は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」といいます。）第 4 条の規定を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、景品表示法第 4 条の規定との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。

記

- 1 照会のあった具体的事実については、照会者から提示された事実関係を前提とすれば、景品表示法第 4 条の規定の適用対象となると考えられる。
- 2 当該事実が照会対象法令の適用対象となることに関する見解及び根拠
 - (1) 景品類とは、「不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件（昭和 37 年 6 月 30 日公正取引委員会告示第 3 号。以下「指定告示」という。）第 1 項に規定されているとおり、「顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に附随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益」をいう。
 - (2) 照会者が実施を予定している、ネットワークを介して異なる筐体間で対戦することができる機能を有するアクションゲームを利用した賞金制大会（以下「本件



企画」という。)は、照会者が「顧客を誘引するための手段として」、一般消費者に対して供給することを具体的に予定している当該アクションゲームに関する大会を開催し、当該大会における成績優秀者に対して「経済上の利益」である賞金を提供するものである。

- (3)「景品類等の指定の告示の運用基準について」(昭和52年4月1日事務局長通達第7号)によれば、「商品又は役務を購入することにより、経済上の利益の提供を受けることが可能又は容易になる場合」(4(2)イ)には、経済上の利益の提供は、「取引に付随」する提供に当たることとなるが、照会者によれば、

○ 本アクションゲームにおける技術向上のためには、原則的に繰り返しのゲームプレイが必要であるため、有料ユーザー以外の者が成績優秀者として賞金を獲得する可能性は低いと考えられる。

とのことである。これを踏まえれば、本件企画は、有料ユーザーが賞金という経済上の利益の提供を受けることが可能又は容易になる企画であり、本件企画において成績優秀者に提供される賞金は、「取引に付随」する提供に当たるものと考えられる。

- (4) 以上から、本件企画において成績優秀者に対して提供される賞金は、景品表示法第2条第3項に規定する「景品類」に該当すると考えられることから、本件企画における賞金の最高額は、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年3月1日公正取引委員会告示第3号)第2項で規定される金額(懸賞に係る取引の価額の20倍の金額〔当該金額が10万円を超える場合にあっては、10万円〕)を超えてはならない。